

最高裁秘書第1691号

令和3年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月13日付け（同月14日受付，第030186号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので，通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

4月22日付け最高裁判所事務総局家庭局第一課長事務連絡「家事調停手続におけるウェブ会議の試行について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー07)

令和3年4月22日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸 莉 左 近

家事調停手続におけるウェブ会議の試行について(事務連絡)

令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画について」において、家事事件手続のIT化に関しては、司法府による自律的判断を尊重しつつ、政府において、そのスケジュールを令和2年度中に検討するとされています。これを踏まえ、家庭局としても、家事事件手続のIT化について、政府における検討に適切に対応するとともに、必要な検討を行ってきたところであり、とりわけ新型コロナウイルス感染症の感染状況の深刻な地域においては、感染拡大防止策の一つとして、家事調停手続にウェブ会議を導入するニーズが大きいと考えています。

そこで、家庭局としては、まずは令和3年度中に、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、家事調停手続でウェブ会議の試行を開始できないか検討・準備を進めているところです。

現時点では、試行開始の時期は未定ですが、ウェブ会議の導入も含めた家事事件手続のIT化は、今後の裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の執務の在り方に大きな影響を及ぼすと考えられますので、検討・準備の進捗に応じ、随時情報提供することを予定しています。

については、この旨を所属の職員（裁判官を含む。）に周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。